

青森県報

第七十三号

令和元年
十月二十一日
(月曜日)

目次

告示

- 難病の患者に対する医療等に関する法律による指定医の指定の取消し……………(保健衛生課) ……一
- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一
- 保安林の指定施業要件の変更予定……………(林政課) ……二
- 建設業者の許可の取消し……………(上北地域) ……二
(県民局) ……二

告

示

青森県告示第三百六十八号

難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則（平成二十六年厚生労働省令第百二十一号）第二十条第四項の規定により、次の指定医についてその指定を取り消したので、同令第二十一条第三号の規定により公表する。

令和元年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定医の区分	氏名		主として指定難病の診断を行う医療機関	担当診療科	指定取消年月日
難病指定医	金子	高英	弘前大学医学部附属病院	皮膚科	令和元年10月21日
			弘前市大字本町五三		

青森県告示第三百六十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和元年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所		指定年月日
		名称又は主たる事務所の所在地又は住所	名称所在地	
株式会社ニチイ学館	訪問介護	東京都千代田区神田駿河台二丁目九	上北郡七戸町字蒼前四九蒼前アパート	令和元年10月31日
株式会社ゆとりグループ	訪問介護	弘前市大字高屋三本宮三八九の	弘前市大字高屋三本宮五一九の	令和元年10月25日
株式会社ゆとりグループ	訪問看護	弘前市大字高屋三本宮三八九の	弘前市大字高屋三本宮五一九の	令和元年10月25日

青森県告示第二百七十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次

のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五條の十第一号の規定により公示する。

令和元年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	
	株式会社ゆとりグループ	弘前市大字高屋一丁目本宮三八九の	
介護予防サービスの種類	介護予防訪問看護		介護予防サービス事業所
	訪問看護ステーションゆとり		弘前市大字高屋一丁目本宮五一九の
名称		所在地	指定年月日
令和元年十月二十五			

青森県告示第三百七十一号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三條の三において準用する同法第三十條の規定により告示する。

令和元年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
平川市小国深沢二二
- 二 保安林として指定された目的
水源の涵養かんよう
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平川市役所に備え置いて縦覧に供する。〕

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和元年十月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社ネクステック
- 二 代表者の氏名 畑山公博
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市松園町三丁目二の一一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般―二八）第五〇〇六一七号
- 五 取消年月日 令和元年九月十八日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和元年五月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青 森 県	(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円七十三銭
------------------------------------	---	--------------------------------